

保護者のみなさまへ

## 学校感染症について

学校において予防すべき感染症を「学校感染症」といい、学校保健安全法第19条の規定により、他の生徒に感染する恐れのある間は出席停止の扱いになります。「学校感染症」にあたる病気については、次ページの表にあります。

「学校感染症」にかかった場合は、すみやかに学校に連絡をお願いいたします。また、治癒して登校する際には、原則医療機関が発行した「登校許可証」を学校に提出をお願いいたします。なお、様式については、医療機関が用意したもの、もしくは下記の様式を印刷したものに主治医に記入していただきますようお願いいたします。

キ リ ト リ

---

## 登校許可証

氏名 ( )

病名 ( )

上記疾病で平成 年 月 日から療養していました。

本日受診し、治癒を確認しましたので、

平成 年 月 日から登校を許可します。

平成 年 月 日

医師氏名 ( ) 印 )